

徳島県文化芸術推進基本計画の概要

1 計画の趣旨

「文化芸術基本法」（平成29年6月改正）の「文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくりなど幅広い分野に文化芸術を活用する」という趣旨を踏まえ、同法第7条の2に規定された「地方版基本計画」として、本県の文化芸術の更なる発展に向けて策定した。

2 計画の期間

令和元年度から令和5年度までの5年間

3 計画の特徴（5つの視点）

わが国を取り巻く環境や徳島の現状を踏まえ、「あわ文化」の更なる発展を目指すために、具体的な課題として「5つの視点」を掲げ、取組みを推進する。

- ・県民主役の「あわ文化」推進
- ・「あわ文化」の担い手育成
- ・「あわ文化」息づくまちづくりの推進
- ・「あわ文化」による経済・産業の活性化
- ・「あわ文化」ブランドの発信強化

4 施策体系

5つの目標	施策の展開
（１）未知なる舞台！ みんなで築く「あわ文化」	① 鑑賞機会の充実 ② 県民主役の文化活動 ③ 文化活動による共生社会の実現
（２）未知なる開花！ 根付き、育てる「人材・才能」	① 「あわ文化」発展への顕彰の実施 ② 文化芸術団体の活性化 ③ 文化活動への若者参加の促進
（３）未知なる創生！ 文化の力で「まちづくり」	① 地域づくり・地域団体への支援 ② 地域文化を通じた郷土愛・地域愛の醸成 ③ 「徳島ファン」の活用
（４）未知なる融合！ 文化と経済の「好循環」	① 文化資源の活用促進 ② 新たな文化の創造・発展 ③ 文化による経済効果の発現
（５）未知なる発信！ 「あわ文化」ブランドの創出	① 戦略的な情報発信 ② 映像の効果的活用 ③ グローバル化の加速

5 計画の検証

本計画の内容については、徳島県文化創造審議会において、毎年度検証を行い、必要に応じて適宜見直しを行う。